

**令和2年度 愛媛県福祉サービス第三者評価調査者養成研修  
開催要項**

**1 研修実施機関**

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

**2 研修日程**

令和2年12月9日（水）～23日（水）うち5日間

**3 研修会場**

愛媛県総合社会福祉会館4階「視聴覚室」

（松山市持田町三丁目8番15号 TEL：089-921-5070）

**4 受講定員**

10名

**5 受講対象者**

次の（1）及び（2）に該当する者を対象とします。

（1）愛媛県から認証を受けている第三者評価機関又は認証を取得することが見込まれる法人に、評価調査者として所属することを予定している者

（2）次のいずれかに該当する者

①組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

②福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

**6 受講料**

一人あたり3,000円（資料代）

（1）受講の決定通知を送付する際に合わせて振込用紙を送付します。

（2）欠席等により本研修の全課程を受講できなかった場合でも受講料の返還はいたしません。

（3）交通費、昼食代等は自己負担となります。

**7 プログラム（別紙のとおり）**

（1）令和2年12月12日（土）は、継続研修を合同で開催します。

（2）都合によりプログラムの内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

**8 受講申込み**

（1）別添の「受講申込書」により、令和2年11月30日（月）までに郵送又はFAXでお申込みください。

（2）申込締切後に受講決定通知を所属（予定）の第三者評価機関に送付します。

（3）定員超過等のため受講できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

**9 研修修了者証**

（1）研修の全課程を修了した者には愛媛県の発行する修了者証を交付します。

（2）なお、やむを得ない理由を除き、遅刻、欠席等により未修部分が生じた場合の修了者証は発行できませんのでご了承ください。

**10 個人情報の取扱について**

受講申込書にご記入いただいた個人情報は、適切に管理し本研修の運営目的にのみ利用いたします。

**11 問合せ・申込み先（事務局）**

愛媛県社会福祉協議会 福祉振興部 調査支援課（担当：荒木、山田）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内

TEL：089-921-8353 FAX：089-921-8939

E-mail chousa@ehime-shakyo.or.jp

愛媛県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修（継続研修）プログラム

令和2年12月9日（水）～12月23日（水）【うち5日間】愛媛県総合社会福祉会館・視聴覚室（4階）

日程会場	時間	研修科目	講師	主な内容	現任者の参加 ※1
12/9 （水）  視聴覚室	13:00～	受付			
	13:20～ 13:30	開講挨拶 オリエンテーション	愛媛県社会福祉協議会		
	13:30～ 15:00 （1.5時間）	【講義1】 第三者評価の理念と基本的な考え方 第三者評価の全体像	愛媛県保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課 福祉監査グループ	・第三者評価の必要性及び行政監査との違い ・福祉制度の動向 ・第三者評価事業の目的や枠組み ・本研修並びに評価調査者養成研修の位置付け ・関連分野の評価制度の動向	可
	15:00～ 15:10	休憩			
	15:10～ 16:40 （1.5時間）	【講義2】 評価調査者の役割と倫理、調査の方法等について	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価事業 評価調査者 鍋島 修治 氏	・第三者評価事業における評価調査者の役割と評価調査者として守るべき倫理及び調査時に求められる姿勢 ・利用者調査の位置付け、調査結果の取扱い、実際の利用者調査の方法	可
12/12 （土）  視聴覚室 ※2	10:00～ 12:30 （2.5時間）	【講義3】 評価基準の理解と判断のポイント(基本評価項目)	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価事業 評価調査者 秋山 昌江 氏	・愛媛県福祉サービス評価基準の策定の意図と各項目の考え方 ・実際の第三者評価における判断のポイント	継続 研修
	12:30～ 13:30	昼食・休憩			
	13:30～ 16:00 （2.5時間）	【講義4】 評価基準の理解と判断のポイント(内容評価項目)	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価事業 評価調査者 秋山 昌江 氏	・内容評価項目 ・評価基準における評価のポイントと着眼点の理解	
12/15 （火）  視聴覚室	10:00～ 12:00 （2時間）	【講義・演習1】 書面審査の着眼点①	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価調査者 秋山 昌江 氏	①演習実習の進め方 ②書面(事前)審査の着眼点	可
	12:00～ 13:00	昼食・休憩			
	13:00～ 15:00 （2時間）	【講義・演習2】 書面審査の着眼点②	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価調査者 秋山 昌江 氏	③訪問調査の着眼点 ④調査の進め方とヒアリング方法	可
	15:00～ 15:30	施設実習について	愛媛県社会福祉協議会		
12/16 （水） ～ 12/22 （火） ※3	10:00～ 16:00 （5時間）	【施設実習】 訪問調査の方法・聞き取り技術の体験	実習施設 保育所 高齢者施設 等	①施設についての説明・視察等 ②具体的な第三者評価の方法技術の習得 ③インタビュー技術の習得及び訪問調査時の留意事項	不可
12/23 （水）  視聴覚室	10:00～ 12:00 （2時間）	【講義・演習3】 調査結果・報告の取りまとめ総括①	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価調査者 秋山 昌江 氏	①評価結果の取りまとめ手法の習得 ②調査者の合議と報告書の作成	不可
	12:00～ 13:00	昼食・休憩			
	13:00～ 15:30 （2.5時間）	【講義・演習4】 調査結果・報告の取りまとめ総括②	愛媛県社会福祉協議会 第三者評価調査者 秋山 昌江 氏	③調査者の技術や態度の理解 ④取りまとめに対する諸課題の整理	不可
	15:30	閉講			

※1 右欄に可とある講義・演習については、現任評価者もオブザーバーとして参加することができます。

※2 12月12日（土）は、継続研修を兼ねています。

※3 施設実習日については、12月16日（水）～22日（火）のうち1日間を実習施設と調整の上、主催者が指定することとなっており、受講者の都合での選択はできませんのでご了承ください。